

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成27年12月4日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成27年度第3四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち、通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成27年9月1日から平成27年9月14日までの間に公募し、受理された40件について審査を行い、以下のとおり、27件を認定いたしました。

また、今回は評価点1点以上のものまですべて認定しても、第3四半期に設定された計画額の範囲内となったためすべて認定（総額約53百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

1 結果

(1) 第1種作業施設設置等助成金	36件のうち認定23件
(2) 第2種作業施設設置等助成金	1件のうち認定1件
(3) 障害者福祉施設設置等助成金	1件のうち認定1件
(4) 重度障害者等通勤対策助成金 (通勤用自動車の購入助成金)	1件のうち認定1件
(5) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	1件のうち認定1件

※ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入助成金）については、申請はありませんでした。

2 概要

《認定の例》

[第1種、第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金]

○事務所のバリアフリー化、障害者用トイレ新設（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能）〔中途障害者〕】

両下肢に障害のある対象障害者が、車椅子を使用して職場復帰できるようにするため、事務所の出入り口やトイレの段差を解消しバリアフリー化する。併せて、就労場に近いトイレは、車椅子のまま使用できるように改修するという申請がされた。

車椅子で勤務する対象障害者のために段差を解消し、トイレを改修することは、対象障害者の障害特性に対する配慮であるため認定した。

○機械起動前回転灯設置工事（附帯施設）〔身体障害者（聴覚）〕

申請事業主の工場では、製造機械を起動させる際、巻き込み等の事故を防止するために警報音が鳴るが、対象障害者は聴覚に障害があり警報音が聞こえないため、事故に遭うリスクが高い。このため、機械が起動する際の警報音に連動して回転灯が作動するようにするという申請がされた。

警報が必要な場面で、音だけでなく、警報を目で確認できる回転灯は、聴覚障害者の特性に配慮した申請であるため認定した。

なお、火災報知器が作動した場合に回転灯が知らせるという工事の部分については、火災報知器の作動が日常的なものでなく、日々の業務に使用するものではないことから不認定とした。

○トイレの改修（附帯施設）〔身体障害者（直腸機能）〕

直腸機能障害となったことで、排便に不便を強いられている対象障害者のために、当該対象障害者が就業しているフロアのトイレを改修することとした。スチーム器具の洗浄などをするスペースを確保するため、個室を構成している既存の間仕切りの位置を変える工事を行いスペースを広げるとともに、オストメイトに配慮した設備を設置するという申請がされた。

これにより、対象障害者は、排便の不便が解消するとともにスチーム器具の洗浄ができるようになることから、直腸機能障害者の特性に配慮した申請であるため認定した。

○据置型拡大読書器の設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

進行性の目の病気により障害が重度化した視覚障害者が、今まで従事していた営業店で顧客対応をすることが困難になりつつあったため、事業主は、障害の重度化を踏まえ部署を異動させることにした。

新しい部署で伝票や領収書の内容をパソコンで入力する新たな業務を実施させるにあたって、紙資料を読み取るための拡大読書器を購入することにした。

当該拡大読書器は、市販品だが障害者のために開発された機器であるため認定した。

○据置型拡大読書器、音声読み上げソフトの設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

視覚障害のある対象障害者の業務は、資料（電子・紙媒体）をもとに、エクセル等を用いて各種データ集計を行うことである。しかし、当該障害者が資料等を読むためには拡大することが必要であることから、拡大読書器を購入・設置することとした。

さらに、エクセル等を使っての細かい作業や、文字数の多いテキスト文書を読むことは肉体的に負担が大きいため、画面読み上げソフトを購入するという申請があった。

当該機器類は、市販品だが障害者のために開発された機器類であるため認定した。

[障害者福祉施設設置等助成金]

○食堂の階段に手すりを設置 [身体障害者（下肢）]

片脚の機能に障害があり、義足を使用している対象障害者が、従業員食堂を利用するには、階段の上り下りが伴う。食堂の階段には転落防止用の柵はあるものの、手すりに適した形状ではないため、階段に手すりを設置するという申請がされた。

義足の使用者のために食堂の階段に手すりを設置することは、福祉の増進を図るための施設の設置・整備と認められるため認定した。

[重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金]

多数の重度障害者を雇用して洗濯業を営む事業主が、地元の取引先から安定的に十分な量の業務を受注できる目途が立ったことから、機械設備等の更新を行って、作業環境の改善や業務の効率化を図るといふ申請がされた。

この事業主は、重度知的障害者へのきめ細やかな雇用管理等を行っておりモデル性があることから、重度障害者多数雇用事業所として相応しいと評価されたため認定とした。

《不認定の例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○商品包装機の購入

食料品を加工し販売する会社において、商品である食品の計量や包装などの作業を機械化することで、雇用した知的障害者を段階的に作業に慣れさせることができるため、計量や包装のための機械を導入するという申請であったが、食料品の加工・販売を行う会社において、食品を計量したり包装したりすることは本来業務であり、障害特性に配慮した申請ではないため不認定とした。

○トイレの改修

内部機能障害を有する者が、脚の関節の曲げ伸ばしや、身体を曲げることに不自由があるため、和式のトイレを洋式に改修し、手すりを設置したい旨の申請がされた。

当該内部機能の障害が、脚の関節の曲げ伸ばしや、身体を曲げることに影響を及ぼすものであることが認定申請提出書類からは客観的に確認ができないため不認定とした。